

お客さまへ

利根郡信用金庫

キャッシュカード現金出金限度額・振込限度額の一部引き下げについて

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、キャッシュカードによるATM振込を誘導する「振り込め詐欺」（還付金詐欺）の他、キャッシュカードを騙し取る「不正現金出金」の犯罪が多発しております。

当金庫では、このような犯罪被害を防止するための対応として、下記のとおり、キャッシュカードによる振込限度額および現金出金限度額を一部制限させていただきます。

お客さまには大変不便をおかけしますが、大切なご預金を悪質な犯罪から守るための対応となりますので、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

| 現金出金限度額制限の対応 | 振込限度額制限の対応 |
|--|--|
| (1) 対象となるお客さま <u>70歳以上のお客さま</u> で、かつ、ATMで <u>過去3年間にキャッシュカードによる現金出金取引</u> をされていない口座のお客さま | (1) 対象となるお客さま <u>65歳以上のお客さま</u> で、かつ、ATMで <u>過去1年間にキャッシュカードによる振込取引</u> をされていない口座のお客さま |
| (2) 制限内容 キャッシュカードによるATMの1日あたりの <u>現金出金限度額を「10万円」と</u> させていただきます | (2) 制限内容 キャッシュカードによるATMの1日あたりの <u>振込限度額を「0円」（振込取引不可）</u> とさせていただきます |
| (3) 対応開始日 <u>平成30年12月20日</u> | (3) 対応開始日 平成29年2月（注） |

（注）平成29年8月から対象年齢を70歳以上から65歳以上へ、振込取引をされてない期間を6ヵ月から1年へ変更しました。

《上記対象のお客さまがキャッシュカードによる現金出金限度額または振込限度額の変更を希望される場合》

平日の営業時間内に「お届印」および「ご本人を確認できる書類」をご持参の上、当金庫の窓口へお申込みください。ただし、再度、上記条件に該当した場合は、ATMの取引限度額が制限となりますのでご注意ください。

以上